

札幌 SDGs 企業登録・認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、SDGs 経営の普及啓発を目的に、自己評価により、SDGs の達成に向けた取組を実践する市内企業等を札幌 SDGs 登録企業(以下「登録企業」という。)として承認し、「見える化」するために実施する「札幌 SDGs 企業登録制度」に関し必要なことを定めるものとする。

加えて、SDGs をビジネスの観点で捉え、社会課題の解決と企業成長の同時実現に取り組む市内企業等を札幌 SDGs 認証企業(以下「認証企業」という。)として承認し、「見える化」するために実施する「札幌 SDGs 先進企業認証制度」に関し必要なことを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「SDGs」とは、平成 27 年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標(Sustainable Development Goals)のことをいう。

(登録・認証資格)

第3条 登録又は認証企業として承認を受けることができるのは次の各号を全て満たすものとする。

(1) 札幌市内(以下「市内」という。)に本社、支店等の事業所を有し、市内において事業を営む者で、次に掲げるもの(以下「企業等」という。)であること。また、登録又は認証は企業単位とする。

ア 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第2条第1項に規定する会社

イ 個人事業主

ウ 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第3条に規定する中小企業等協同組合

エ 信用金庫法(昭和 26 年法律第 238 号)第2条に規定する信用金庫

オ 保険業法(平成7年法律第 105 号)第2条第5項に規定する相互会社

カ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)第2条第1項に規定する一般社団法人又は一般財団法人

キ 私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第3条に規定する学校法人

ク 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人

ケ その他本号に準じるものとして市長が認める者

(2) 市税等租税公課の滞納がないこと。

(3) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年2月 26 日条例第6号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者でないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業及びこれらに類似する業種ではないこと。

(5) その他、公序良俗に反する行為及び重大又は悪質な法令違反がないこと。

(登録基準)

第4条 登録に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる登録資格を全て満たしていること。
- (2) 企業等による自社のSDGsの取組に係るものであって、次に掲げる要件のいずれにも該当する目標(以下「SDGs 達成目標」という。)を設定すること。
 - ア 本制度の趣旨に資するものであること。
 - イ SDGsの17のゴールのいずれかにつながるものであること
 - ウ 定量的・定性的な目標が記載されており、具体的かつ合理的なものであること。
 - エ 事業概要及びSDGs推進企業として目指す姿と矛盾がないこと。
- (3) SDGs 達成目標を3つ設定し、環境・社会・経済の各側面において少なくとも1つ重点的な取組が記載されていること。
- (4) 目標達成に向けたSDGsの推進体制が備わっていること。
- (5) 企業等が実践することができるSDGsの取組として、市長が別に定める項目(別記第3号様式)において取組レベルを「基本」としている項目について、そのすべてにチェックされていること。

(登録の申請)

第5条 登録を受けようとするもの(以下「登録申請企業」という。)は、次に掲げる書類を提出することにより市長に申請しなければならない。ただし、札幌SDGs企業ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)上で登録の申請が行われた場合は、当該行為について、次に掲げる様式等の提出があったものとみなす。

- (1) 札幌SDGs企業登録制度申請書(別記第1号様式)
- (2) SDGs達成に向けた重点的な取組(別記第2号様式)
- (3) 札幌SDGs企業登録制度チェックリスト(別記第3号様式)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(登録の実施)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、第4条各号の全ての要件を満たすと認めるときは、当該申請をした企業等を登録企業とするとともに、札幌SDGs登録企業証明書を交付し、別に定める登録企業ロゴマークの使用を認めるものとする。

- 2 市長は、登録企業に対し、ポータルサイトにおいて、SDGsに関する取組内容を公表するよう促すとともに、登録企業の名称及び札幌SDGs企業登録制度チェックリストをポータルサイトにおいて公表するものとする。

(登録企業の取組の報告)

第7条 登録企業は、登録の日から1年を経過した日以後の最初の3月31日までに、第5条第2号に掲げた取組の進捗状況を確認し、ポータルサイトにおいてその内容を、年度ごとに更新することにより、市長に報告するものとする。

- 2 前項によらず、第5条第1号の内容に変更が生じた場合には、随時、市長に報告するものとする。

(登録・認証の変更)

第8条 登録企業及び認証企業は、その所在地又は名称に変更が生じたときは、札幌 SDGs 企業登録・認証制度変更申請書(別記第4号様式)を市長へ提出するものとする。

(登録の取消し)

第9条 市長は登録企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、第6条第1項に規定する札幌 SDGs 登録企業証明書及び登録企業ロゴマークの使用を中止させるものとする。

- (1) 札幌 SDGs 登録企業証明書及び登録企業ロゴマークが不正に使用された場合
- (2) 市内企業としての活動実績がないと判断される場合
- (3) 申請内容に虚偽の申告があると判断される場合
- (4) 第3条に規定する登録・認証資格を満たさないと判断される場合
- (5) その他市長が登録の取消が適当と認めた場合

2 市長は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた企業等へ通知するものとする。

(登録の有効期間及び更新)

第10条 登録の有効期間は、登録決定日又は登録更新決定日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

2 市長は登録企業が、別に規定する日までに更新の申請をしないときは、その登録を辞退したものとみなすことができる。

3 登録の更新を受けようとする登録企業は、第5条に規定する書類を市長に提出するものとする。ただし、ポータルサイト上での更新の申請が行われた場合は、当該行為について、提出があったものとみなす。

4 市長は、前項の規定に基づき、登録企業より更新申請があった場合において、当該登録申請企業が登録企業として適合すると判断したときは、更新を決定し第6条の規定に準じて、登録申請企業に対し登録を通知する。

(登録・認証の辞退)

第11条 登録企業及び認証企業は、登録及び認証の辞退について、市長に申し出ることができる。

2 前項の登録及び認証の辞退をしようとする場合は、事前に札幌 SDGs 登録・認証企業辞退届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(認証基準)

第12条 認証に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる認証資格をすべて満たしていること。
- (2) 別記第7号様式において、「人権・労働」「環境」「事業」「組織体制」「社会貢献・地域貢献」の5分野に関する具体的な取組を記載し、その取組が確認できること。その際、全25項目のうち、取組レベルを「基本」としている全15項目に加え、「応用」としている項目のうち5項目以上の記載があり、評点が50点満点中24点以上となっていること。
- (3) 別記第8号様式において、社会課題の解決に向けた取組とその取組による自社の成長戦略の両側面が記載されており、評点が50点満点中25点以上となっていること。なお、

別記第8号様式の内容の評価にあたっては、別記第8号様式別紙の内容を参考にするものとする。

- (4) 認証企業の上限数は、毎年1回の認証審査に対して 20 社程度までとする。認証企業は別記第7号様式及び別記第8号様式の合計点数が高い順から選定するが、そのうち大企業については5社程度を上限とする。
- (5) 大企業においては、第1号から第3号までを満たし、且つ、評点が 70 点以上となっていること。ただし、70 点以上となった企業が、前号で定めた数を超える場合は、評点の高い順から認証することとする。
- (6) 中小企業においては、第1号から第3号までを満たし、且つ、評点が 60 点以上となっていること。ただし、60 点以上となった企業が、第7号で認証する企業の数と合わせて第6号で定めた数を超える場合は、評点の高い順から認証することとする。

(認証の申請)

第13条 認証を受けようとするもの(以下「認証申請企業」という。)は、次に掲げる書類を提出することにより市長に申請しなければならない。ただし、ポータルサイト上で認証の申請が行われた場合は、当該行為について、次に掲げる様式等の提出があったものとみなす。

- (1) 札幌 SDGs 先進企業認証制度申請書(別記第6号様式)
- (2) 経営体制に関する SDGs の取組評価(別記第7号様式)
- (3) 社会課題の解決と企業成長の同時実現に関する事業評価(別記第8号様式)
- (4) 事業活動のロジックモデル(別記第8号様式別紙)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(認証の実施)

第14条 前条の規定による申請があった場合、札幌 SDGs 企業登録・認証制度運営事務局にて認証申請企業に対するヒアリングを実施し、申請内容の取組状況等について確認及び評価を行うものとする。

- 2 ヒアリング実施後、有識者などで構成する審査委員会において、前条の申請内容及びヒアリングによる内容を踏まえて、認証申請企業の審査・評価を行うものとする。
- 3 市長は、審査委員会において、第12条各号の全ての要件を満たすと認めるときは、当該申請をした企業等を認証企業とするとともに、札幌 SDGs 先進企業認証証明書を交付し、別に定める認証企業ロゴマークの使用を認めるものとする。
- 4 市長は、認証企業に対し、ポータルサイトにおいて、SDGs に関する取組内容を公表するよう促すとともに、様式第6号に記載の「所在地」、「企業名」、「業種」、様式第7号の記載内容(ただし、挙証データを除く)をポータルサイトにおいて公表するものとする。

(認証企業の取組の報告)

第15条 認証企業は、認証の日から1年を経過した日以後の最初の 3 月 31 日までに、別記第8号様式に掲げた取組及び目標達成の進捗状況を確認し、ポータルサイトにおいてその内容を更新することにより、市長に報告するものとする。

- 2 前項によらず、第 13 条第1号の内容に変更が生じた場合には、随時、市長に報告するものとする。

(認証の取り消し)

第16条 市長は認証企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認証を取り消し、第14条第1項に規定する札幌 SDGs 先進企業認証制度証明書及び認証企業ロゴマークの使用を中止させるものとする。

- (1) 札幌 SDGs 先進企業認証制度証明書及び認証企業ロゴマークが不正に使用された場合
- (2) 市内企業としての活動実績がないと判断される場合
- (3) 申請内容に虚偽の申告があると判断される場合
- (4) 第3条に規定する登録・認証資格を満たさないと判断される場合
- (5) その他市長が登録の取消が適当と認めた場合

2 市長は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた企業等へ通知するものとする。

(認証の有効期間及び更新)

第17条 認証の有効期間は、認証決定日又は認証更新決定日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

2 市長は認証企業が、別に規定する日までに更新の申請をしないときは、その認証を辞退したものとみなすことができる。

3 認証の更新を受けようとする認証企業は、別記第8号様式に掲げた取組及び目標達成の進捗状況を示した資料を市長に提出するものとする。ただし、ポータルサイト上での更新の申請が行われた場合は、当該行為について、提出があったものとみなす。

4 市長は、前項の規定に基づき、認証企業より更新申請があった場合において、当該認証申請企業が認証企業として適合すると判断したときは、更新を決定し第14条の規定に準じて、認証申請企業に対し認証を通知する。

(損害賠償)

第18条 この要綱による登録企業及び認証企業に対する支援は、登録企業及び認証企業の事業について市が第三者に対して推薦、協賛等を行うものではなく、市は損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

2 登録企業及び認証企業の事業活動等により、第三者に対する市の損害賠償債務が生じた場合には、当該登録企業及び認証企業は、当該損害賠償債務を引き受けるものとする。

3 この要綱による登録企業及び認証企業に対する支援を実施し、又は取り消したことにより登録企業及び認証企業に生じた損害に対し、市は損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

(調査)

第19条 市長は、登録申請企業が第4条の要件を、認証申請企業が第12条の要件を満たすことを確認するため、必要に応じて登録申請企業及び認証申請企業に聴き取り及び現地調査を実施するほか、書類等の提出を求めることができるものとする。

2 市長は、取組状況等の把握及び確認をするため、必要に応じて登録企業及び認証企業に聴き取り及び現地調査を実施するほか、書類等の提出を求めることができるものとする。

(事務の所掌)

第20条 この要綱に関する事務は、経済観光局産業振興部経済企画課において所掌する。

(その他)

第 21 条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年(2024年)1月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年(2024 年) 7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年(2024 年) 9月 26 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年(2025 年)4月14日から施行する。